

学校の全道一斉臨時休業の実施状況

R2.4.24 教育庁

1 要請休業期間

4月20日（月）～5月6日（水）

2 対象校

(1) 公立学校

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、
特別支援学校 計1, 859校

・4月17日（金）以前から臨時休業を実施した学校数	434校
・4月20日（月）から臨時休業を実施した学校数	1, 314校
・4月20日（月）は分散登校を実施し、4月21日（火）から臨時休業を実施した学校数	111校

(2) 私立学校

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等課程を設置する専修学校
計86校 4月21日現在全ての学校が休業中

3 臨時休業期間中の登校日の設定

臨時休業期間中であっても、児童生徒の健康状態や学習状況の把握等を目的とした登校日を設定することは可とするが、その場合であっても、必要最小限にとどめ、分散登校、時差通学などの感染防止策を図ること

・休業期間中に登校日を設定しないことを決定

179市町村中	68市町村	
195道立学校中	152校	
66道立支援学校中	57校	※私立学校は未集計

※ 登校日を実施しない市町村、道立学校においては、電話等を通じ、児童生徒の心身の健康状態、学習状況等を把握することとしている。

4 臨時休業期間中の学習支援等

(1) 各学校への指導

各学校において、学校の指導計画を踏まえた家庭学習を課すことや子どもたちの健康状態を把握するよう指導

(2) 子どもや保護者向けサイトの開設

- ① 幼児、保護者向け～「幼児遊び応援サイト」
- ② 小中学生向け～「どさんこ学び応援サイト」
- ③ 高校生向け～「Online学習サポートサイト」
- ④ 特別な支援を要する子ども向け～「ICTを活用した遠隔学習支援」

(3) 子ども向け学習映像の放送

- ・民放5社と連携した「ほっかいどう子ども応援テレビ」の放映
- ・併せて、子どもたちに向けた「知事メッセージ」も放送

(4) 心のケア

- ・24時間無料相談できる「子ども相談支援センター」の周知
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの周知

5 教員等の感染防止対策

(1) 在宅勤務等の活用促進

- ・教員等の在宅勤務や時差出勤等を活用するよう周知